

訪問看護ステーションひなた重要事項説明書（医療保険）

当事業者が提供する指定訪問看護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	合同会社 SHIM
主たる事務所の所在地	静岡県沼津市中沢田 385 BM ビル 203
電話番号	055-922-0123
法人の種別及び名称	合同会社 SHIM
代表者職	代表社員
代表者氏名	池谷 俊祐
管理者	池谷 俊祐

事業所の名称	訪問看護ステーションひなた
事業所の所在地	静岡県沼津市中沢田 385 BM ビル 203
電話番号	055-922-0123
介護保険事業所番号	2261190363
指定年月日	令和 4 年 4 月 1 日
通常の事業の実施地域	沼津市、三島市、長泉町、清水町

2 事業者の職員の概要

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職 種	資 格	員 数	勤 務 の 体 制	
管理者	看護師	1 人	常勤兼務	1 人
看護師	看護師	4 人	常勤 4 人	非常勤 0 人
准看護師	准看護師	0 人	常勤 0 人	非常勤 0 人
理学療法士	理学療法士	1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
作業療法士	作業療法士	0 人	常勤 0 人	非常勤 0 人
言語聴覚士	言語聴覚士	0 人	常勤 0 人	非常勤 0 人

3 サービスの提供時間

営業日	平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:30
休業日	土曜日・日曜日・年末年始(12/30～1/3)

※ 休業日でも緊急時訪問看護加算に同意された方で、病状の急変等が生じた場合には必要に応じて訪問を行います。

4 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるよう、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し必要な処置を行い在宅療養の援助を行います。

5 利用料金

利用者は事業者にも原則としてこの契約に基づく訪問看護に要する費用を支払います。

医療保険による訪問看護を受けた利用者及び利用者の家族は、年齢や所得に応じ訪問看護に要した療養費総額の1割～3割を支払います。また公費負担による医療制度の適応があります。

料金表は別紙参照

(1) 利用料金のお支払方法

- ・毎月15日以降に前月分の請求書を発行致します。
- ・毎月26日指定口座より引落としとなります。(金融機関が休日の場合は翌営業日)
- ・入金確認後、領収書を発行します。

(2) その他の費用

- ・訪問看護を提供するため、利用者のお宅で使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担になります。
- ・訪問看護を行うにあたり、主治医からの訪問看護指示書が必要です。
- ・指示期間は1～6ヶ月となっており、サービス継続の場合主治医に指示書継続の依頼を行います。
- ・指示書料金は病院側から利用者へ請求されます。
- ・サービス提供上必要とされる介護用品及び衛生材料は利用者の実費負担となります。
- ・利用者は予定されている訪問看護をキャンセルする場合、訪問日時の1時間前までに事業所にその旨を伝える連絡をしなければならない。連絡が無かった場合1回につき4,000円のキャンセル料を支払います。
- ・訪問看護に要した交通費として、利用者様1人につき1回300円支払います。
利用者または利用者ご家族の了承を得て公共交通機関および有料駐車場を利用した場合。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・お申し込みがあれば、利用者宅に伺い、当事業所の指定訪問看護の内容等についてご説明します。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ・利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する場合は、申し出てください。
- ・当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。
- ・利用者様及びご家族等が、事業所やサービス従事者に対して本契約を継続しがたい程の不信行為(飲酒・暴言・暴力・セクハラ・脅迫・勧誘・サービス従事者の個人的な連絡先を聞く等)を行った場合

(3) 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者が亡くなったとき

(4) その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することによりこの契約を終了できるものとします。
- ・利用者がサービスの利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、事業者が支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 緊急時の対応方法

指定訪問看護の提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医等に連絡します。

主治医	病院名	
	主治医	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名（続柄）	
	連絡先	

8 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問看護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。当事業所に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担 当 看護師 森 秀樹
電話番号 055-922-0123

9 感染症対策の強化・衛生管理等

- ・感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、担当者を置き、指針の策定、研修及び訓練の実施、対策検討委員会の開催を定期的に行い、職員に周知を図ります。
- ・職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、ステーションの設備及び品等について、衛生的な管理に努めます。

10 業務継続に向けた取り組み

- ・事業所は感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、担当者を置き、業務継続計画の策定と定期的な見直し、研修及び訓練の実施を定期的に行い、職員に周知を図ります。

(1) 訪問中に災害が発生した際、サービスを中止しで、利用者様・ご家族様及びスタッフ共に命を優先する行動をとらせていただきます。

(2) 訪問へ向かう移動中に災害が発生した際、利用者様には連絡をせず訪問しない可能性があります。震災の程度にもよりますがひなたの固定電話や携帯電話も連絡できなくなることがあります。被災時の緊急訪問は困難になることが予測される為、まずはご自身の身の安全を確保した上で『災害伝言ダイヤル 171』をご利用して頂き、安否状況の情報をご提供ください。

(3) 災害発生時には、訪問地域が広く道路の状況や停電等で訪問が困難であると事業所が判断した場合サービスを一時中止させていただきます。

また大震災の場合は、当事業所も壊滅的な被害を受け各スタッフも同時に被災者になりえるため、一定期間訪問を提供できない状況もあります。

(4) 災害発生に際し、利用者様の命を守るようスタッフ一同平時から、避難経路・避難方法・避難準備を利用者様・ご家族様と一緒に考え備える様努めます。

(5) 災害・感染症発生に際し、当ステーションよりスタッフが訪問できない場合には、連携している訪問看護ステーションより訪問させていただくことがあります。

11 24時間対応体制加算 同意あり ・ 同意なし

※但し、緊急で訪問した際は別途料金がかかります。

24時間対応体制加算に申し込んでいただいた利用者様には緊急携帯番号のお知らせがあります。

お知らせ内に記載の注意事項をご覧頂きご理解をお願い致します。

《 医療保険 料金表 》

＜基本の費用＞

名称	料金	説明
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで 1 日につき 5,550 円 週 4 日目以降 1 日につき 6,550 円	保健師、助産師、看護師
	週 3 日目まで 1 日につき 5,550 円 週 4 日目以降 1 日につき 5,550 円	理学療法士、作業療法士、言語療法士の場合
	週 3 日目まで 1 日につき 5,050 円 週 4 日目以降 1 日につき 6,050 円	准看護師の場合
	1 日につき 12,850 円	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	1 日につき 8,500 円	
訪問看護管理療養費	初日のみ:7,440 円 2 日目以降:3,000 円／1 日	訪問看護計画書・訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して計画的な管理を継続して行った場合

※週 4 日以上訪問は次に該当する方に限ります。厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別訪問看護指示書期間中の方、特別管理加算対象の方。

＜加算＞

名称	料金	説明
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回:1 日につき 4,500 円 1 日 3 回以上:1 日につき 8,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
緊急訪問看護加算	1 日につき 2,650 円	利用者・家族の求めに応じ主治医指示のもと緊急に指定訪問看護を実施した場合
長時間訪問看護加算	週 1 日を限度として 5,200 円 15 歳未満の超重症児又は準超重症児は週 3 日 15 歳未満の小児であって特掲診療科の施設	特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けているもの 特別管理加算を算定するものに該当する利用者
乳幼児加算	1 日につき 1,500 円	6 歳未満の幼児
複数名訪問看護加算	所定額を算定する訪問看護を行なう看護職員がイ～ハと同時にサービスを行なう場合 イ 看護師等：4,500 円（週に 1 回） ロ 准看護師：3,800 円（週に 1 回） ハ 看護補助者：3,000 円（週に 3 回） ニ 看護補助者 （別に厚生労働大臣が定める場合に限り） 1. 1 日に 1 回の場合：3,000 円 2. 1 日に 2 回の場合：6,000 円 3. 1 日に 3 回以上の場合：10,000 円	週 1 回～（同行者により変化） (1) 末期の悪性腫瘍等の者 (2) 特別訪問看護指示書期間中で訪問看護を受けている者 (3) 特別な管理を必要とする者 (4) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる者

夜間・早朝訪問看護加算	1回につき 2,100 円を所定額に加算	夜間午後 6 時から午後 10 時 早朝午前 6 時から 8 時
深夜訪問看護加算	1回につき 4,200 円を所定額に加算	深夜午後 10 から午前 6 時まで
24 時間対応体制加算	1 月につき 6,400 円	電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合
特別管理加算	1 月につき 2,500 円または 1 月につき 5,000 円 (状態により変化)	厚生労働大臣が定める状態等にある、特別な管理を必要とする方に計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算	初回訪問時に 8,000 円	入院中、入所中で退院、退所後に訪問看護を受けようとする者に対し入院施設などにおいて共同して指導を行った場合
特別管理指導加算	初回訪問時に 2,000 円	退院時共同指導加算の方が、特別管理加算対象者だった場合更に加算
退院支援指導加算	退院日翌日以降の初回訪問時に 6,000 円	退院日に該当保険医療機関以外において療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	月 1 回、3,000 円	訪問診療、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書により情報共有と療養上必要な指導を行った場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回に限り、2,000 円	在宅診療を行う保険医、歯科医師、ケアマネ、保険薬剤師などと共同で患家へ赴きカンファレンスに参加し共同で療養上必要な指導を行った場合
訪問看護情報提供療養費 1	利用者 1 人につき月 1 回に限り 1,500 円	利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して情報を提供した場合
訪問看護情報提供療養費 2	利用者 1 人につき月 1 回に限り 1,500 円	利用者の当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
訪問看護情報提供療養費 3	利用者 1 人につき月 1 回に限り 1,500 円	保健医療機関等に入院・入所する利用者について情報を提供した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に主治医の指示により 2 回以上ターミナルケアを実施した場合

※上記の基本料金に加算を加えた金額の保険自己負担分（1～3 割）をお支払いいただきます。

※死後の処置として、自費 10,000 円を頂く場合があります。